

平成25年(ワ)第2540号 不当利得返還請求事件
原告 青木達喜
被告 大林不動産株式会社

被告準備書面 (1)

平成25年12月3日

横浜地方裁判所 第9民事部 ろ係A 御中

被告訴訟代理人弁護士

林 彰



同

西 郷



同

原 田 正 岡



第1 本案前の答弁の理由の補足

原告の平成25年10月21日付準備書面(一)からも明らかなように、本件は、原告が、横浜地裁、東京高裁及び最高裁を経て確定した本件前訴の事実認定を不服として、これを覆すべく、本件前訴において提出した証拠と主張を繰り返すものである。

本来このような訴訟は、再審の手続きによって行なうべきであるが、再審事由となる新たな証拠もなく、再審期間も経過していることから、原告は、訴訟物を不当利得返還請求に変えて本件訴えを提起したものである。

そもそも、原告は、横浜環状南線の建設に反対する政治運動の一環として、その邪魔になる本件前訴における事実認定について、これを覆すか、覆らなくとも

確定していないかのごとき印象を生じさせる目的で本件訴えを提起したものである(乙6の1ないし3)。原告にとって本件売買契約の効力を否定すること自体は主要な目的ではなく、本件売買契約の錯誤無効に基づく不当利得返還請求は上記の政治的目的を達成するための便法に過ぎない。

実際、第1回期日において、裁判所から原告に対し、本件売買契約が錯誤により無効となった場合、原告が居住する本件土地上の建物を取壊し、本件土地を被告に返還しなければならないことになる点についてどのように考えるのか明らかにするよう求められたが、原告は、その点については何らの考えも示していない。原告が本件売買契約の効力の有無について、さしたる関心を有していない証左である。

このような政治的目的による訴訟活動である以上、本件訴訟が終了しても、今後、原告と政治的目的を同じくする者(本件前訴の他の原告など)が相次いで本件前訴と訴訟物を変えた訴訟を提起する事態も考えうる。

原告のこのような訴訟活動は、自らの政治的目的を実現するために、三審制及び再審制度によって国民の権利の実現と法的安定を図る民事司法制度を否定するものである。このような訴えの提起は、訴訟経済を害し、被告の法的安定性を害し、被告に無用の応訴の負担を負わせるものであって、訴権を濫用する不適法な訴えであることは明らかである(東京地裁平成10年6月25日判決ご参照)。

よって、すみやかに訴え却下の判決を賜りたい。

第2 原告の主張に対する認否及び反論

1 原告の平成25年10月21日付準備書面(一)について

不知、否認ないし争う。

原告の主張が認められないことは、既に本件前訴で確定している。

したがって、原告に本件売買契約の無効に基づく不当利得返還請求権は認め

られない。

原告は、本件前訴において確定した事実について、本件前訴と同様の書証と主張を繰り返し、論難するものであり、このような主張は訴訟法上の信義則に反し、許されない。(甲13号証ないし甲27号証もすべて本件前訴で取り調べられた証拠及び証拠説明書である。)

2 原告の平成25年11月28日付準備書面(二)について

不知、否認ないし争う。

原告は、消滅時効の起算点その他について縷々主張するが、原告独自の論であって理由がない。

3 まとめ

原告の主張に理由がないことは明らかであるから、速やかに請求棄却の判決を賜りたい。

以 上

平成25年(ワ)第2540号 不当利得返還請求事件

原告 青木遼喜

被告 大林不動産株式会社

平成25年12月3日

横浜地方裁判所 第9民事部 ろ係A 御中

証拠説明書 2

被告訴訟代理人弁護士

林 彰



同

西郷



同

原田 正 周



号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙6の1	横浜環状道路(圏央道)対策連絡協議会(連協)ホームページ	平成25年11月25日	横浜環状道路(圏央道)対策連絡協議会	原告が横浜環状南線の建設に反対する政治目的のために本件訴訟を提起した事実等	
乙6の2	連協道路ニュース第286号	平成25年7月7日	同上	同上	
乙6の3	連協道路ニュース第290号	平成25年11月3日	同上	同上	

以上

横浜環状道路(圏央道)対策連絡協議会(連協)

<http://renkyoueditor.web.fc2.com>

[mail renkyoueditor@mail.goo.ne.jp](mailto:renkyoueditor@mail.goo.ne.jp)

TEL 045-893-4877 FAX 045-893-4836

横浜環状南線
対策連絡協議会

会長挨拶

環状南線と
連協歴史

活動予定

対外活動報告

道路ニュース

法都計部

環境部

トラスの会

NEXCO関係

行政関係

公害調停

事業評価監視

10/14集会

構成団体

その他

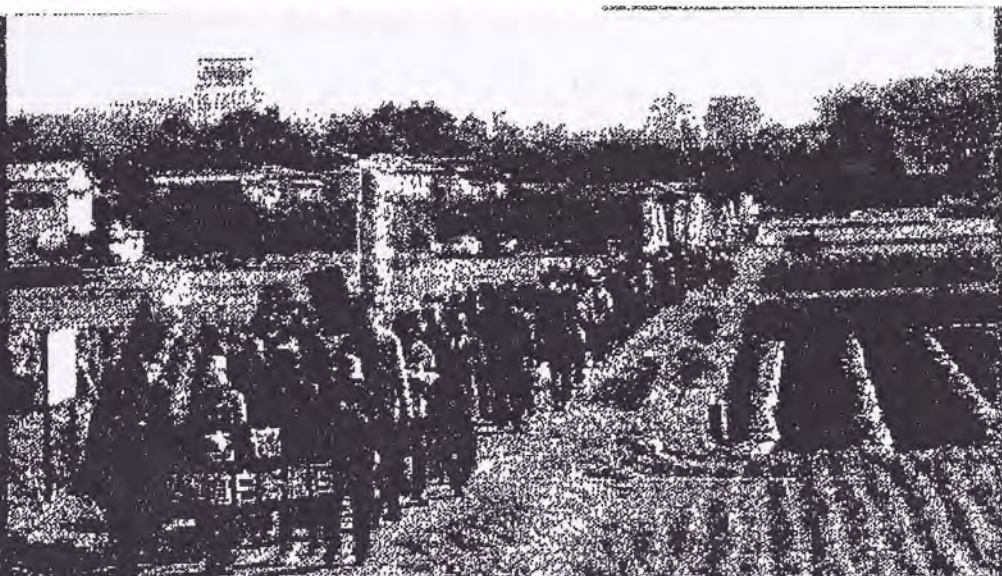
自主環境アセス

勉強 講演会

記録

図書目録

リンク



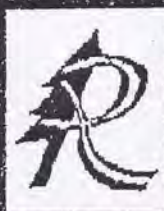
横浜環状南線対策連絡協議会(連協)

(写真は2005年のパレード、田谷インター予定地を進行)

あなたは平成22年2月から

015672

人目の訪問者です



左は連協のシンボルマークです。Rの字形を
上手に使い、枝葉を切り取られて倒れかけた樹木
と縦横に走る高速道路を組み合わせ、横浜環状
道路による環境破壊に対する、私達住民の怒り
を表現しています。
Rは撤回を意味するRETRACIONでもあります。

連協の目的

横浜環状南線の白紙撤回を含む抜本的見直し。

連協への御意見、質問は

renkyoueditor@mail.goo.ne.jp へどうぞ。

最終更新日 2013/11/25



連協道路ニュース

発行 横浜環状道路(圏央道)対策連絡協議会 事務局
Tel 045-893-4877 <http://renkyoueditor.web.fc2.com/>
Mail: renkyoueditor@mail.goo.ne.jp

第 286 号

(創刊 1988.12.14)

2013.07.07.

道路予定地のウソ問題提訴

事業者が計画している南線の桂台トンネルは、大林不動産(株)が住民に道路予定地は高速道路予定地ではなく、一般道路用地とウソの説明をして宅地販売をした所に掘削しようとするものである。

予定地は高速道路用地ですと本当のことを言えば宅地は売れず販売ができないと事業者が横浜市に強く働きかけた結果、横浜市と業者が話し合っただけで住民には予定地は一般道路用地ということにして宅地販売することとし、業者発行の物件説明書に「道路予定地は一般道路予定」と明記し、さらに予定地に看板を立て、それに横浜市と大林不動産(株)の連名で「都市計画道路(幹線街路)予定地です」(これは高速道路ではない)と表示して宅地販売することにした。

このように住民をだまして道路を作ることには民主主義国家では絶対に許されないことであり、連協の全面的な支援のもと、湘南桂台の住民が大林不動産(株)を被告として民法 95 条の「要素の錯誤」による不当利得返還請求訴訟を 6 月 27 日に横浜地裁に提訴した。

私達は住民を騙してまで強引に事を進めようとする事業者を、主権者として決して許すことはできず、司法の場で住民らの合意のないまま強引に事を進めようとする事業者のやり方を厳しく追及するとともに、私たちの主張の正しさを訴えていくつもりである。

(法部計部)

参院選直前 緊急集会

「国土強靱化が日本を壊す」(参加報告)

6 月 13 日(木)衆院議員会館ホールに議員、マスコミ等を含む 100 名余が参加した緊急集会が行われた。

安倍政権になって半年、12 年度補正予算で

は 13 兆円の追加支出を行い公共事業の大盤振る舞いが既に始まっている。

基調講演(五十嵐敬喜教授)では、「**国土強靱化から日本を守るには**」と題して、『昨年 6 月自民党が国会に出した 10 年で 200 兆円を支出する「国土強靱化基本法案」は公共事業のパラマキとの国民の批判が多かったことを受けて、今年の 5 月に「**防災・減災などに資する国土強靱化法案**」と衣替えして再提出された。

条文では防災減災のための法案の態を示しているが具体的なことは今後であり、問題点を挙げ、防災・減災にかこつけて何でも出来ることになってはならない』との強靱化法批判する報告であった。

講演を聞いて、「防災・減災に名を借りた!公共事業パラマキにすぎないことを再認識し、参議院選挙で政権与党が過半数を取ったら日本はどうなるのか、憂いが増幅した。

また、比留間会長から「**横環南線等圏央道の問題点と補正予算の大盤振る舞いが始まっている事**」の発表があった。

集会では、つくりすぎた社会資本の老朽化対策が急務であり、新規建設事業を進める余裕はない。今急ぐべきことは、自然や生活環境を破壊し次世代にツケを残す「**国土強靱化**」政策でなく、既存の社会資本の徹底見直しによる国民の安全確保であり、人的支援事業による福祉社会の構築である、との認識に立って以下の集会宣言(要旨)が採択された。

- ① 防災・減災に資する国土強靱化法案を廃案に追い込む
- ② 情報公開・住民参加・生物多様性保全を原則とした公共事業改革

私たちは、この宣言に賛同する政党・候補者の躍進を期待するものであり、国土強靱化政策への姿勢を投票の判断基準とするよう・有権者に対して広く呼び掛けていく

(事務局長 長谷川)

	<h2>連協道路ニュース</h2>	<h3>第 290 号</h3>
	<p>発行 横浜環状道路(圏央道)対策連絡協議会 事務局 Tel 090-4825-7174 http://renkyoueditor.web.fc2.com/ Mail: renkyoueditor@mail.goo.ne.jp</p>	<p>(創刊 1988.12.14) 2013.11.09.</p>

道路予定地のうそ問題 再び前面へ

10月31日午後1時半より横浜地裁で要素錯誤訴訟の第2回口頭弁論が開かれ、住民27名が傍聴席を埋め尽くして立ち見の出る中で審理が進められた。被告が答弁書で「この裁判は平成10年の道路予定地虚偽告知訴訟(前訴)の蒸し返しと訴権の濫用であり、不合法として却下すべき」と主張したのに対して、原告が準備書面(一)で前訴の蒸し返しや訴権の濫用ではないことを確かな証拠を基に科学的かつ論理的に立証した。

これに対して今回の口頭弁論で被告がどのように反論するかが最大の注目点であったが、裁判長の何か言うことがあるかとの問いに被告は何もないと答え、反論のための準備書面を提出する意志すらも示さなかった。これは結局被告が土地契約売買に当たり、虚偽告知により原告に要素の錯誤をもたらしたことを認めたことにほかならない。このことを受け、裁判長は原告に対して要素錯誤による不当利得返還請求に関する消滅時効についての意見を準備書面で11月28日までに提出するように指示し、次回口頭弁論を12月5日午後1時30分とする旨宣言した。



(弁論後の説明報告会 於 横浜地裁)

こうして原告の要素錯誤が認められるとすれば、湘南桂台の道路予定地は、高速道路用地として確保したものを住民には一般道路用地と虚偽の説明をしたことである。このように住民を騙して道路を造ることは国民主権と民主主義に対する重大な背反行為であり、その一環としての桂台トンネル掘削は直ちに抜本的に見直すべきである。(法都計部)

平和台で「地盤沈下勉強会」

10月26日、27日の二回、朝日平和台自治会館にて、地盤沈下に関する講演会が行われた。講師を勤めたのは連協メンバーで庄戸3丁目にお住まいの本田瑛美氏。

まず広島高速一号线で問題になっている地盤沈下問題のビデオを鑑賞し、事業者の地盤沈下に対する補償体制が全くなく、「被害者丸損」との印象を強くした。つまり「被害を受けてから保障を要求してもだめ」ということ。

講演会では、平和台一帯は上層の風化泥岩と下層の泥岩で構成されており、トンネルは一部風化泥岩層も通る計画となっている。風化泥岩は透水性が高く、トンネル工事による地下水位の低下により、かなりの地盤沈下が予想されるとの事。



(講演する本田氏と参加者)

地盤沈下の確率が高く、しかもそれに対する補償体制がない以上、トンネルを掘らせること自体が問題だとの意識を強くした。